

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項について

1. 住宅地、生活道路に来店・退店車両が進入しないよう交通誘導員の配置、経路誘導看板の設置及びその他の適切な方法により生活環境の保持に努めること。
2. 路上に来店車両が滞留しないよう交通誘導員の配置、経路誘導看板の設置及び臨時駐車場の確保等の方法により十分な交通安全対策を講じること。また、退店時についても車両集中による交通渋滞とならないよう交通誘導員の配置や退店経路の分散などの措置による交通安全対策を講じること。
3. 駐車場出入口及び駐車場内の車両（荷さばき車両含む）の安全確保等については、場内看板の設置や交通誘導員等による適切な誘導等を行うこと。また、来店・退店経路の周知を行い車両及び自転車、歩行者等の安全確保に努めること。特に、コストコのオープン時については工事車両と輻輳するため、的確な交通誘導等を行い十分な安全確保に努めること。
4. オープン後も店舗周辺の状況把握に努め、周辺地域の生活環境に与える影響について、届出時の調査・予測結果に相当程度の違いが生じた場合には「大規模小売店舗立地法」及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の趣旨を踏まえ、改めて調査・予測を実施し、関係機関と協議のうえ、必要となる追加的な対応を講じること。
5. 周辺住民とのコミュニケーションの形成に十分配慮するとともに、周辺地域の生活環境の保持に関し、意見・要望等が出された場合には、速やかに誠意をもって対応すること。また、地元警察署等関係機関との連絡を密にし、事件・事故の未然防止に努めること。